

明初における京師移徙と帰還

— 徐氏の事例について —

はじめに

明初における京師への「移徙」については、これまでに多くの知見が示されてきた^①。しかしながら、その実態はまだ完全に解明されたとはいえない。例えば、いったいどれほどの規模で実施されたのか、「富民移徙」といわれるものが、果たして真に「富民」といえる者を対象にしたものであったのか、また移徙先での役割、生業等、不明な点が数多く残されている。

倉持氏や佐藤氏の論考^②によれば、京師に移徙していた者たちの中には、原籍地に帰還する例がいくつも見受けられ、その際には原籍地の親族を頼っている、と推測されるものが含まれているという。

そこで、本稿では、徐有貞の家系に着目し、一つの事例として考察を行いたい。徐氏は、元來蘇州に居住していたが、南京から北京へと、遷都のたびに移徙を体験し、後にまた蘇州へと戻っていくという「移徙」の実態の分析にとって非常に有効な事例を提供してくれるからである。

坂元 晶

徐有貞（一四〇七—一四七二）は、初名理、字元玉、号天全、武功伯に封されている。彼は、宣徳八（一四三三）年の進士であり、文集に『武功集』がある。彼の外孫には祝允明がおり、その文集『懷星堂集』にも、その親族についての伝記が含まれている。これらの史料を中心に、徐氏の京師移徙と帰還にいたるまでの経緯および原籍地とのネットワークのありかたなどについてみていく。

一 徐氏の京師移徙

明初、徐氏の籍貫は蘇州府長洲県にあり^③、籍別は匠籍に付されていた。明代の籍別は基本的に元代のそれを受け継いだと考えられることから、徐氏は、元代以来匠戸であった可能性が高い。徐氏の族譜は現存しないため、その家系については、墓誌銘などの伝記史料によって復元し、たどってみることとする（以下、系図参照）。

判明する限り、遡ることのできる徐氏の最初の世代の人物は、孝基である。彼は、後に進士となる有貞の曾々祖父にあたる。孝基の息子が文貞、文貞の息子が子復・子明である。

子復の息子が震(字孟声)であるが、子復の弟子明に男子がないため、震は子明の後嗣となった⁵⁾。兄である子復が、自らの嗣を絶やしてまでして、弟子明のために震を後嗣とさせたとは考え難いため、子復は震以外にも男子(少なくとも震には兄が一人以上存在していたはずである)をもうけていたと考えるべきである。震の息子は四人で、長男琪は早世し、残る三人は上から、璘、理(改名後「有貞」、瑛(同「有賢」)である⁶⁾。なお、孝基から震までは、官途につくものはなかった⁷⁾。

彼等が生活した時期としては、孝基、文貞が元代、子復・子明らが元末明初、震が洪武四(一三七二)年〜正統元(一四三六)、有貞が永楽五(二四〇七)年〜成化八(一四七二)年、有賢が永楽八(一四一〇)年〜弘治二(二四八九)年である。

以下では、徐氏の移徙についてみていきたい。

① 南京への移徙

朱元璋は一三六七年、蘇州を拠点とする張士誠を降し、翌年応天(南京)で皇帝の位についた。そして蘇州など江南の富民を鳳陽へと移住させ、開墾にあたらせたという⁸⁾。さらに、洪武二四(一三九一)年、京師(南京)への富民移徙が行われた⁹⁾。その中で、徐氏のみならず南京へと移徙するものがあらわれた。このときには、

洪武中、子明以閩右徙実京師。(「徐震墓誌銘」)

と、「子明」と限定されていることから、その兄子復は移徙せず、子明だけが南京へと赴いたらしいことがわかる。子復の息子で子明の後嗣となった震は、この時ともに南京へ赴いたかどうか判定し難いが、震以外の子復の息子達(おそらく震の兄が含まれている)は、子復とともに蘇州に残留したようである。後に子明がトラブルに巻き込まれると、震が身代わりとなるなどしていることから、最初に同行したか否かはともかく、南京で子明は妻と震とともに生活していたと考えられる。このことは、移徙するものは単婚家族や単身のものが多いという佐藤氏の見解に合致する¹¹⁾。

子明が南京へと赴く際、先に挙げた史料に「以閩右徙実京師」とあり、他の史料でも「国初以富戸徙畿赤¹²⁾」とあるように、徐氏が「閩右」「富戸」であったため移徙の対象とされたと述べられている。しかし、明初時の徐氏の経済状況が、真に「閩右」「富戸」と称するに足りるものであったかどうかについては、史料ではそこまで言及されておらず、その実態を反映したものかどうか定かではない。

② 北京への移徙

永楽帝は一四〇三年、北平を国都とし、北京と改称したが、その北京の造営には、一四〇六年から二〇年まで約一五年間を要することになった。この遷都に伴い、徐氏はさらに南京から北京へと再び移徙することとなった¹³⁾。

一四〇六年時点で、震の年齢は三〇代半ばの働き盛りで、このとき、子明は老年期にさしかかっていたはずであり、すでに死亡して

いた可能性も否定できない。たとえ存命であったとしても、高齢のため、北京への長旅に耐えられる状態にはなかったはずである。また、一四〇七年には有貞が誕生していることから、震は一四〇六年以前に結婚し、有貞の兄をもうけていたことになる。これらのことから、震は北京へ妻と息子とともに赴いたと考えられる。

北京への移徙後、徐氏は宛平県の籍に付された。このことと、籍別が富戸籍ではなく匠籍であることを考え合わせると、徐氏は佐伯氏によって言及されたような住坐匠であった可能性が高い。先述のように、長洲時代の実際の家計状況については判明しないが、有貞に至るまでは、官僚が出るような家柄ではなかったことは確かである。

以上、徐氏が明初洪武年間に原籍長洲県から南京へ、さらに永楽年間には北京へと移徙したこと、および籍別等より住坐匠であった可能性を指摘した。次は移徙後の徐氏について考察したい。

二 移徙後の徐氏

① 移徙後の経済的状况

それでは、移徙後の徐氏はどのような生活を送っていたのであろうか。本節ではとくに震に着目していきたい。

震の墓誌銘は、彼の移徙後の行動について、次のように記している。

其用財恤匱、義以周郷人。尹某貸貲数万、為貿易、已而尽費於家之婚喪、納券請緩償期、処士咲謂之曰、子吾友也。義有通財、況以襄家之大事乎。取其券焚之。隣有徐某・謝某、俱母老貧、不能備養、処士（＝震）厚給之、俾生息以自資。〔徐震墓誌銘〕

震は尹某に対して多額の貸しがあったが、それを帳消しにしたという行為や、徐某・謝某への援助といった行為は、震が相応の経済力を備えていたことを窺わせる。

また、震は息子である有貞や有賢（蓋然性からすれば、おそらく長男にも）に挙業を行わせている。これも、震の代にはかなり経済的に余裕があったことを示したものである。

このような経済的な余裕は、何に由来するのであろうか。また、前引の「徐有賢墓表」中にみえる「家業」とは一体何を指しているのであろうか。

有貞の登第後、挙業を断念した有賢は蘇州に帰還した。そのとき彼は、次のような行動をとり、生計を維持する。

当是時翁衣食尚未足、始往来湖・湘間服賈、久之不復出、則買田課耕、日与農夫同其劳苦不恤也。因自称耕隱翁。〔徐有賢墓表〕
府君（＝有賢）出商湘・潭・閩・蜀、輒經歲乃帰安。

〔高氏葬誌銘〕

このように、有賢は客商活動を行い、その後に田地を購入している。

有賢が蘇州へ帰るのは、父震の死後まもなくであり、挙業をあきらめ「家業」つくことを決断するのが有貞の登第後。有貞の登第の三年後に震が死去している。このように、有賢が「家業」に専念しようとして決意する時期と、実際に客商活動を行うことになった時期が近いこと、そして震の代には経済的にかなり余裕をもっていたことを総合して考えると、徐氏の京師における「家業」も、何らかの形で商業活動にかかわるものであった可能性が高い。

匠戸であることの義務として課される仕事かどれほどであったにせよ、このように、徐氏のように経済的に恵まれた者と、尹某や徐某・謝某のような困窮する者が出現するということは、佐藤氏により指摘されたような「両極分解」を示す例といえるであろう。⁽²¹⁾

② 原籍地とのネットワーク

前節において、子明は、原籍地である蘇州に、兄子復とその息子達などの親族を残したまま移徙したことを指摘した。それでは、移徙後は彼等との関係はどのように維持されることになったのだろうか。

徐有貞自身の言葉によれば、彼は二十歳前と二十歳になったばかりの時、という比較的短い期間内に蘇州へ二度も赴いており、特に二度目にあたる宣徳丙午(一四二六年)の際には、父の命令によって親戚や古い友人を訪ねた、と述べているように、漫然とした旅ではなく、人脈を維持するという目的があったことがわかる。⁽²²⁾

また、自身の父である震が、正統元(一四三六)年に北京で死去

した際には、兄弟らとともに蘇州までその柩を運んで埋葬している。⁽²³⁾ 故郷での葬儀ともなれば、先に旅行した際に訪問した「親旧」との接触が、当然行われていたに違いない。

以上のような、直接原籍地と往来する方法の他に、彼らはどのような手段によって原籍地とのネットワークを保とうとしたのであろうか。

例えば有貞の弟有賢の場合、彼は父震の命令により、父の友人で「故郷人」である高德進の娘を妻とすることになる。⁽²⁴⁾ ここでは、震の「吾欲内爾婦須故郷人」という言葉に注目したい。そこには、妻を選択し、姻戚関係を結ぼうとする際には、原籍地との人脈を維持しようとする非常に強い意志が働いていたことを読みとることができからである。

また、他の徐氏の男子たちについてもみてみると、震の妻丁氏に関して、「娶丁氏、邑右族」と述べている。⁽²⁵⁾ 彼の結婚の時期を確定することはできないが、彼は洪武四(一三七一)年生まれであり、⁽²⁶⁾ 当時の婚姻習慣では、男子は二十歳頃までに結婚するのが一般的であることなどからすれば、洪武年間の南京への移徙時のころに、結婚したと考えられる。永楽年間の北京への移徙時には、三十歳代になってしまっているため、少くとも第一の移徙先である南京で結婚生活をおくった時期があったのは確かである。⁽²⁸⁾

有貞の妻蔡氏の場合は、その墓誌銘に「宛平人」とあるように、当時の籍貫は北京の宛平県にあった。⁽²⁹⁾ ただ、彼女の祖先として名を挙げられている宋代の蔡襄は、蘇州ではないものの、江南出身の人

物である。これは、有貞の場合は、官僚としての将来を嘱望されていたことから、政治的思惑から、名門の家柄と姻戚関係を持つとしたのでは、とも考えられる。

また、先に推測したように、移徙先においても、同じく移徙させられたと思われる同郷人との交際の存在が窺われる。

これらのことから、徐氏の場合、移徙先であっても、直接原籍地へ出向いたり、原籍地から妻を娶ったり、ともに移徙してきた同郷人と交際したりすることによって、原籍地とのネットワークを形成・維持していたことがわかる。

三 移徙先からの帰還

宣徳八（一四三三）年には有貞が進士となり、移徙先で比較的成功を収めたようにみえる徐氏であったが、彼等は、何時、どのようなきっかけで、蘇州へと帰還することになったのであろうか。

有貞の外孫、祝允明の記述によれば、

舅（二震）又没、乃与府君（二有賢）婦先里、府君悉以廬舍与伯兄（二璘）、别就荒地縛茆葦、稍障風露。（一高氏葬誌銘）

とあるように、震の死後には、長兄璘と末弟有賢とが蘇州で居住するようになっていた。「府君悉以廬舍与伯兄」という言葉からすれば、有賢は、長兄よりも早い段階で北京から蘇州に移り住み、後に長兄

に譲ることになる家屋を所有するまでになっていたようである。そして譲った後は別の場所に家屋をもとめており、兄と共に住まなかったようである。

有賢の蘇州への帰還後の経済状態については、すでに述べたように、⁽³¹⁾有賢は、まず「衣食尚未足」という理由で、客商活動に出かけ、経済的余裕の生じた後は、土地に投資し、農業を行っている。

璘についてはその生活状況に不明な点が多いが、蘇州で弟有賢の家に居住することから、北京から移り住む際に弟を頼りにしていたことは確かである。

一方、有貞は官僚としての地歩を固めつつあったが、奪門の変に関与し、正統帝復位の功により一時は武功伯に封され称えられるものの、専横な振舞いも多く、数カ月後には罪を問われて庶に落とされ、雲南に流罪となった。⁽³²⁾そして、三年後によく流罪を解かれ、蘇州に居住することとなる。⁽³³⁾蘇州に帰った彼が居住したのは、蘇州城内の「県治北」であり、後には外孫の祝允明がそこに居住したといふ。⁽³⁴⁾当時の城内には長洲県と呉県の二県の衙門が存在するが、他史料から「県」が呉県であることが明らかなので、⁽³⁵⁾呉県の衙門の北側に居住していたことがわかる。また有貞が城居であることで、郊外の田園地帯に居住する弟有賢とともに居住していないこともわかる。

また、有貞の死亡時の籍貫は、「徐有貞行状」によれば、「貫直隸蘇州府呉県鳳凰鄉集祥里」となっている。有貞が居住していた呉県の衙門の北側も、集祥里である。⁽³⁶⁾とすると、有貞の父震や子明は長

洲県籍であったのに、登第時の有賢は宛平県籍に付されており、さらに蘇州への帰還後は呉県籍になってしまったことになる。『実録』によれば、有貞は帰還に際し、原籍である蘇州に居住しよう命じられている⁽³⁷⁾。確かに長洲県も呉県も、蘇州府に属しているが、「原籍」とわざわざ記されているにも関わらず、有貞は呉県籍になってしまったのである。弟有賢の場合も死亡時の籍貫は呉県にあったという⁽³⁸⁾。有貞はもちろんのこと、彼よりもずっと早い時期に蘇州に居住するようになった有賢であればなおさら、親戚も存在したはずの長洲県の籍に戻ることが、最も自然なように思われるのだが、その理由については、現在のところ史料的に明らかにすることができない。

さて最後に、有貞兄弟より下の世代の姻戚について、簡単に説明しておきたい。

有貞の長女は、高官祝顥の息子祝瓚に嫁し、祝允明を生んだ。三女が樂亭県知県となる蔣廷貴に、五女が灤州県知県となる潘齡にそれぞれ嫁している。息子世良も、劉瀚・夏景といった官僚の娘達を妻としている(系図参照)。また、有賢の孫美中も、状元呉寛の弟の娘を妻としている⁽³⁹⁾。彼等はみな蘇州の人物であり、全体的な傾向として、蘇州の官僚・文人の家柄と結びつこうとする傾向が非常に顕著である。澤田氏の論考によれば、当時の蘇州の名だたる官僚・文人たちは、交友関係もさることながら、姻戚関係の面でも結びあつた巨大なネットワークを形成していたという⁽⁴⁰⁾。徐氏の場合も、自ら築いた姻戚関係により、そのネットワークの一端に積極的に連なっ

ていたのである。⁽⁴¹⁾

おわりに

徐氏は、蘇州→南京→北京と移徙し、また蘇州に戻って居住するようになった。移徙後の生活でも、葬儀や「親旧」訪問などにより蘇州と往来したり、姻戚関係を結ぶ際には故郷のものを求めるなど、積極的に蘇州とのつながりを保とうとしていた努力をみてとることができた。

蘇州への帰還にも、おそらくそのようなネットワークが利用されたものと思われる。さらに後には、高官についたことも作用して、蘇州の官僚・文人層との姻戚ネットワークを形成してゆくことになったのである。

ところがその一方で、蘇州に帰還した後は、有賢ら兄弟と同居しようとしないのである。はじめとして、有貞らの文章にも、移徙せず蘇州にとどまったはずの親族についての記述がほとんどみうけられず、故郷での父系親族の影が薄いように感じられるのである⁽⁴²⁾。明代中期頃から江南では、宗族形成の動きが活発になるとされているが、それならば何故徐氏にはこのような傾向があらわれたのだろうか。これは徐氏だけに特有の事例だったのか。さらに事例を集め、比較検討していきたい。

註

(1) 主な論考は次の通りである。

横田製三「明代に於ける戸口の移動現象について（上）・（下）」『東洋学報』二六一―二六二、一九三八・三九年。

佐伯有二「明前半期の機戸―王朝権力による掌握をめぐって―」『東洋文化研究所紀要』八、一九五六年。

藤井宏「富戸」の項『アジア歴史事典』平凡社、一九六二年。

倉持徳一郎「明初における富民の京師移徙―所謂「富戸」の設定―」『石田博士頌寿記念東洋史論叢』一九六五年。

夫馬進「明代南京の都市行政」中村賢二郎編『前近代における都市と社会層』京都大学人文科学研究所、一九八〇年。

佐藤学「明初北京への富民強制移住について―所謂「富戸」の軌跡を中心に―」『東洋学報』六四―一・二、一九八三年、など。

京師移徙ではなく、鳳陽移徙についてはあるが、移徙について最も早くに言及したのが横田論文であり、それによると移徙は峽郷から寛郷への移住政策としてとらえられたという。

佐伯論文では、移徙の対象は首都の建設・維持のために必要な御用商工業者であり、その業種によって街区をつくり、坊・廂制のもとで、王朝の掌握下に入ったという。永樂遷都の際には南京にあった住坐匠の五分の二たらずのものを北京にうつし、宛平・大興両県に集中的に置籍したという。また佐伯氏は移徙させられた「上戸」と「富戸」についてはそれぞれ、「上戸」は「富戸」よりも平均的に低い階層であり、内府御用の匠丁を差し出す匠戸で、匠丁の生存を保証するに足る財源の所有者であるとし、「富戸」はその貨幣財産の犠牲において、舖戸あるいは、首都の廂長の役を担い、都市の建設を請け負うものとした。

藤井氏は「富戸は役法の一様」と論じたが、この説は後に倉持論文によって否定されている。

倉持論文は、会典類を史料として考察し、京師における職役負担戸の充実のために廂長がおかれ、「富民」は広大な土地や莊園を所有するものとした。移徙の目的は、富民の財力を利用・消費させて抑損し、同時に郷土における勢力を削減させるものであり、それによって、富戸の貧窮化、逃亡（本籍地へのものが多い）、といった問題が生じるようになったと指摘している。

夫馬論文では、南京の京師建設の都市プランが考察されており、その際の移徙の対象者は、さまざまな地域・階層の出身であったという。

佐藤論文では、富戸籍に付された人物の伝記により考察しており、移徙の対象は、農業経営による大土地所有者で、単婚家族や単身で移住する場合が多いという。また移徙先では農業や商業により生計をたて、宛平・大興両県の富戸籍に付され、廂長として官庁の差役・物品負担、廂内の行政管理的役役を担っていたとした。やがて彼等は没落と上昇の「両極分解」をおこしたという。

(2) 註(1) 参照。

(3) 処士諱震、孟声其字也。別号善菴、世為蘇之長洲人。（楊采『楊文敏公集』卷二十四「徐処士（震）墓誌銘」。以下「徐震墓誌銘」と記す）。

翁（有賢）姓徐氏、其先長洲人也。（吳寛『匏翁家藏集』卷七十二「耕隱翁墓表」。以下、「徐有賢墓表」と記す）。

(4) 前掲佐伯論文参照。

(5) 曾祖孝基、祖文貞、父子復。子復之弟子明乏嗣、以処士（震）後

之。「徐震墓誌銘」

(6) (徐震) 子男四、長琪早世、次璘、次即理、次瑛。「徐震墓誌銘」

(7) 公(有貞)之先、皆樹德遭時沈晦、連世不仕。至孟声、甫生三子、以仲有異質、始教從名師学、即公。(吳寛「匏翁家藏集」卷五十「天全先生徐公行状」。以下、「徐有貞行状」と記す)

(8) 前掲横田論文参照。

(9) 前掲倉持論文参照。倉持氏の計算によれば、この時口数にして二万六千五百人が移徙したという。

(10) 洪武中、子明以閩右徙実京師。嘗坐累当被逮、処士欲代往。子明切止之、処士徑先赴獄、久之会赦得釈。人称、子明為有後。「徐震墓誌銘」

(11) 前掲佐藤論文、および註(1)参照。

(12) 祝允明「懷星堂集」卷十五「徐府君妻孺人高氏葬誌銘」、以下、「高氏葬誌銘」と記す。

(13) 「永楽間從駕再徙、……。」(「徐有賢墓表」)

(14) 後に有貞が受験する際には、宛平県籍として登録されている。「明清進士題名碑索引」(「徐有貞の項参照」)。また、「宣徳七年、年二十三中順天府郷試」(「徐有貞行状」とあるように、順天府で郷試を受験している。

(15) 前掲佐伯論文参照。

(16) 註(7)参照。

(17) 元代の場合では、経済的余裕と挙業とを即仕官に結びつけることは、明代と同様に考えることはできないが、徐氏の経済的状況を考察する

上で、参考にはなると思われる。

(18) 震の善行「其用財恤匱、義以周郷人」の例として尹某・徐某・謝某の事例が挙げられていることから、彼等もまた、共に移徙させられた同郷人と考えられる。

(19) 其教子治家嚴正而有法。每念其先連世不仕、而德善之積不涼、後必有興者、於是遣程從師受經、不以祁寒・盛暑廢其業。「徐震墓誌銘」以天全(有貞)起甲科為儒臣、曰、吾(有賢)可不求仕也。遂以家業自任。「徐有賢墓表」

及び、註(7)参照。

(20) 徐有賢は、濱島氏の論考「濱島敦俊「土地開発与客商活動」—明代中期江南地主之投資活動」『中央研究院第二屆國際漢学会論文集』(一九八六年二月於台北 中央研究院第二屆國際漢学会議での発表。「明代中期の江南商人」『史朋』二〇、一九八六年)において、「挙業」客商活動↓地主」という一連の行動パターンをもつ「江南商人」の一例として紹介されている。

(21) 前掲佐藤論文参照。また、匠戸としては、前掲佐伯論文で言及されたような匠役制の崩壊と関係があるのだろうか。

(22) 我昔未冠時、遠遊至呉。「徐有貞「武功集」卷五「題金文鼎山水図」宣徳丙午、余始冠、奉先君之命、來訪親旧於呉、踰年而還。「徐有貞「武功集」卷五「宣徳丙午……(後略)……」

(23) 翰林編修徐理之父処士孟声、以正統元年十一月廿八日卒于京師。理兄弟遵治命、將奉柩還葬于姑蘇某郷之原、乃踵門再拜、泣請銘。「徐震墓誌銘」

正統丁巳、余扶先君之喪婦葬。(徐有貞「武功集」卷五「宣德丙午……」)
たとえば徽商の場合、客商先への進出後も、しばらくの間は徽州への墓参がおこなわれていたという(臼井佐知子「徽州商人とそのネットワーク」『中国―社会と文化』六、一九九一年、による)。あるいは移徙させられたものたちも、葬儀や墓参を理由に帰省することが多々あったのではないだろうか。

(24) 季曰元僅府君(有賢)、少長在京師、孟声令之曰、吾欲内爾婦須故郷人。吾故人高德進有淑女、孺子凶焉。府君承令内之、即孺人也。(「高氏葬誌銘」)

(25) 「徐震墓誌銘」

(26) 以正統元年十一月廿八日卒于京師。(「徐震墓誌銘」より逆算した。

(27) 陳鵬「中国婚姻史稿」(中華書局、一九九〇年)によれば、当時の男子は十六歳から二十歳の間結婚するのが普通であったとされる。

(28) もし震が南京で丁氏を妻としたのなら、前掲夫馬論文の、南京移徙の場合、江南出身の移徙者は原籍地との距離が比較的近いため、原籍地との関係が保ちやすかったという指摘が参考となる。ただし、原籍地との距離に近い条件での震の場合と、遠距離であったにも関わらず、それでも原籍地の妻を求めた有賢の場合とは、その意味合いが同じものであったのかどうかについては、まだ検討の余地がある。

(29) 夫人姓蔡氏、諱妙真、宋端明殿学士諡忠惠襄之幾世孫、今宛平人。

(祝允明「懷星堂集」卷十五「顯妣武功伯夫人蔡氏葬誌」)

(30) 有賢が高氏を妻としたのは一四二八年頃である。先述のように高氏は「故郷人」の娘であるので、有賢が蘇州に居住するようになったの

は、この結婚が機会だった可能性もある。

(31) 前節①中の史料「徐有賢墓表」、「高氏葬誌銘」参照。

(32) 徐有貞、押笈雲南金齒、為民。(「英宗実録」天順元年七月癸未)

(33) 命金齒為民徐有貞、原籍蘇州居住。(「英宗実録」天順四年十二月己卯)

(34) 武功伯徐有貞宅在県治北。「乾隆県志云、「在日華里」。有貞自謫所婦、号天全翁。建堂曰、天全彭時記。「康熙府志作梁時。」後為外孫祝

允明所居。有懷星堂。(民国「呉県志」卷三十九上 第宅園林)

(35) 有貞と親交があり、当時蘇州に在住していた呉寛の言葉によれば、

「(呉)寛与公居同里。」(「徐有貞行状」とあり、呉寛は現在の怡園の位置する場所、すなわち、呉県側の樂橋の北西に居住していたことか

らそれはわかる。(拙稿「明代中期蘇州商人のネットワークの一考察―呉寛の家系の復元を中心に―」『待兼山論叢』三〇、一九九六年参照。)

(36) 嘉靖「呉県志」の記述をもとに地図上で確認すると、呉県の衙門の

一帯は集祥里の範囲内である。

(37) 註(32)参照。

(38) 翁姓徐氏、其先長洲人也。国初徙実南京、永楽間徙駕再徙、久而還郷、故今又為呉県人。(「徐有賢墓表」)

(39) 前掲拙稿参照。

(40) 澤田雅弘「明代蘇州文氏の姻戚―呉中文苑考察への手掛かり―」『大東文化大学紀要人文科学』二二、一九八四年、参照。

(41) 前掲澤田論文では、文徵明の文氏の姻戚を復元し、それが蘇州文苑の名だたる人物の大部分とつながっていたことを示している。その

中に徐有貞の名もみることができる。

(42) このような傾向は、呉寛の家系にも共通している(前掲拙稿参照)。

(43) とくに井上氏の一連の論考に詳しい。(井上徹「元末明初における宗族形成の風潮」『文経論叢』二七―三、人文科学篇XII、一九九二年、「宗族形成の再開―明代中期以降の蘇州地方を対象として―」名古屋大『東洋史研究報告』一八、一九九四年、「祖先祭祀と家廟―明朝の対応―」『文経論叢』三〇―三、人文科学篇XV、一九九五年、「夏言の提案―明代嘉靖年間における家廟制度改革―」『文経論叢』三二―三、人文科学篇XVII、一九九七年、「伝統中国の宗族に関する若干の研究の紹介」『文経論叢』三三―三、人文科学篇XVIII、一九九八年、「宋元以降における宗族の意義」『歴史評論』No.五八〇、一九九八年。)

徐氏の家系（●はそれぞれ徐姓の男女、△は同じく他姓の男女、○は同じく他姓の婚姻関係を示す）

